



計 量 証 明 書

整理番号 KW-20 1028  
報告書作成年月日  
2020 年 8 月 13 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号



洞 爺 ク リ ー ン 有 限 会 社 殿

株 式 会 社 環 境 一 子  
〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号  
TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚  
計量士登録番号 第2145号



2020 年 7 月 28 日 付 採 取 の 試 料 に つ い て 下 記 の 通 り 証 明 し ま す 。

業 務 名	: 処分場水質等採取分析業務
試 料 名	: 地下 水 N o . 1

探 取 地 点	観 測 孔									
探 取 日 時	2020年7月28日		11:15		天 候	曇り	気 温	19.0 °C	水 温	8.8 °C
外 観	濁り無し		臭 気 の 有 無		無し					
探 水 者	田 巻 利 一 ( 所 属 ) 株 式 会 社 環 境 リ サ ー 子									
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果		分 析 方 法		定 量 下 限 値		
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	20以下	0.9		JIS K 0102 21 及び 32.3		0.5		
2	化学的酸素要求量 (COD-Mn)	mg/L	40以下	0.6		JIS K 0102 17		0.5		
3	カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003未満		JIS K 0102 55.3		0.0003		
4	全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1未満		JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3		0.1		
5	鉛	mg/L	0.01以下	0.001		JIS K 0102 54.3		0.001		
6	六価クロム	mg/L	0.05以下	0.04未満		JIS K 0102 65.2.1		0.04		
7	砒素	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0102 61.2		0.001		
8	総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表2		0.0005		
9	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表3		0.0005		
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表4		0.0005		
11	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
12	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
13	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002		
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002		
15	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満		JIS K 0125 5.1		0.0004		
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002		
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満		JIS K 0125 5.1		0.004		
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.01未満		JIS K 0125 5.1		0.01		
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満		JIS K 0125 5.1		0.0006		
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002		
21	チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満		昭和46年環境庁告示第59号付表5		0.0006		
22	シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003		
23	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002		
24	ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
25	セレン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0102 67.2		0.001		
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表8 第2		0.005		
27	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	0.0002未満		平成9年環境庁告示第10号付表 (第1)		0.0002		
28	ほう素	mg/L	-	0.1未満		JIS K 0102 47.3		0.1		
29	ふっ素	mg/L	-	0.08未満		JIS K 0102 34.1		0.08		
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	5.93		JIS K 0102 43.2.3, 43.1.1		0.05		
31	有機リン	mg/L	-	0.1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表1		0.1		
32	塩化物イオン	mg/L	-	9		下水試験法(2012)第2編第1章第31節, 1(1)		1		
33	※ 電気伝導率 (EC)	mS/m	-	23.0		JIS K 0102 13		-		
以下余白										
その他										
基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準										
※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目										

